

お取り扱い商品	必要となる販売許可証、免許等	販売許可証、免許等の取得窓口
酒類	通信販売酒類小売業免許 (地酒、輸入酒のみ可)	事業所毎にその所在地の所轄税務署長の免許を受けることが必要です。 例) 新宿に事業所があるなら、[新宿税務署] 参考URL : http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/sake/menkyo/hambai.htm
古物/リサイクル品/中古品 ・美術品類 ・衣類 ・時計/宝飾 ・自動車 ・自動二輪及び原動機付き自転車 ・自転車類 ・写真機類 ・事務機器類 ・機械工具類 ・道具類 ・皮革/ゴム製品類 ・書籍	古物商許可証	事業所毎に管轄の各都道府県の公安委員会（窓口は警察署）の許可が必要です。 例) 新宿に事業所があるなら、[新宿警察署] 参考URL : http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kobutu.htm
化粧品 (「化粧品基準」で規制されている成分及び医薬品成分を除いた配合成分により構成された化粧品の製造、販売)	化粧品製造販売業許可	許可申請する事務所または製造所の場所が決まりましたら、各都道府県を經由して厚生労働省に業者登録を行います。 例) 新宿に事業所があるなら、[東京都庁 福祉保健局 健康安全部 業務課] 参考URL : http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/cosmetics/index.html
化粧品 (薬用化粧品)	医薬部外品製造販売業許可	
化粧品 (輸入販売)	化粧品製造販売業許可、製造業許可	
医薬品	医薬品販売業許可免許 医薬品製造業許可	医薬品の販売のみなら、所轄の保健所へ申請が必要です。販売形態・地域により指定の保健所が異なります。 例) 新宿に販売店がある場合、[新宿区保健所] 参考URL: http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/youshiki_down/yaku_kyoka/or_koushin/index.html 医薬品の製造業許可は、管轄する道府県庁 例) 新宿に事業所がある場合は、[東京都庁] 参考URL : http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/bugaihin/bugaihin_shoninshinsei/
医薬部外品 (歯周病・虫歯予防の歯磨、口中清涼剤、制汗剤、薬用化粧品、ヘアカラー、生理用ナプキン)	医薬部外品製造販売業許可	医薬部外品の製造販売業許可は、管轄する道府県庁 例) 新宿に事業所がある場合は、[東京都庁] 参考URL : http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/bugaihin/bugaihin_shoninshinsei/
高度管理医療機器 (コンタクトレンズ、カラーコンタクトレンズ、AED、健康器具、透析機、人工呼吸器、ステント、滅菌済みプラスチック製縫合糸、歯科用インプラント材等)	医療機器製造販売業 (高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可)	医療機器の製造販売業許可は、管轄する道府県庁 例) 新宿に事業所がある場合は、[東京都庁] 参考URL : http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/license/g_katahe/kiki/index.html
管理医療機器 (マッサージチェア・血圧計、補聴器等、歯科用注射針、手術用手袋等)	医療機器製造販売業 (管理医療機器販売管理者免許)	医療機器の製造販売業許可は、管轄する道府県庁 例) 新宿に事業所がある場合は、[東京都庁] 参考URL: http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/license/g_katahe/kiki/index.html
食品 (自ら手を加えた加工品) ・手作りのキムチや漬物 ・手作り菓子・ケーキ ・手作りジュースやジャム ・魚介類 (生・干物・燻製) ・乳製品 (牛乳やチーズ) ※農産物や缶詰、菓子、茶、コーヒーなどの場合は不要	食品衛生責任者免許 食品衛生法に基づく営業許可	所在地を管轄する保健所から「食品衛生責任者の免許」と「食品衛生法に基づく営業許可」の取得が必要 例) 新宿に店舗がある場合は、[新宿区保健所] 参考URL : http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file03_04_00001.html
食品 ・生肉、生の味付け肉、非加熱生ハンバーグ等 (あらかじめ包装されたもの) ・鮮魚 (刺身及び剥き身の具等はあらかじめ包装されたもの) ・牛乳、加工乳等	食品衛生責任者免許	
輸入品	対象商品によってさまざまな許認可が必要	ミプロのWebサイトに詳細が記載されています。 財団法人対日貿易投資交流促進協会 (MIPRO: Manufactured Imports and Investment Promotion Organization) http://www.mipro.or.jp/import/qanda/index.html#Category4
航空券、高速バスチケット、旅行商品販売	旅行業法免許 (第1種旅行業者、第2種旅行業者、第3種旅行業者、旅行業者代理業者)、旅行業務取扱管理者	旅行業登録は、その区分によって申請先の行政庁が異なります。 第1種の場合、国土交通大臣登録 (地方運輸局) 第2種の場合、都道府県知事登録 (都道府県庁) 第3種の場合、都道府県知事登録 (都道府県庁) 参考URL : http://tr-support.com/trav-1.html
自動車解体業、中古車パーツ販売	自動車リサイクル法許可、自動車解体業許可	引取業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長に対して登録を行います。使用済自動車を業として引き取るには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要です。また、5年ごとの更新も必要になります。登録要件として、カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制などフロン回収破壊法に準ずることが必要です。 参考URL : http://www.gyosei88.com/jidousha.htm
中古車パーツ販売、中古家電販売	フロン類回収業	フロン類回収業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長に対して登録を行います。使用済自動車からのフロン類の回収を業として行うには、事業者ごと自治体ごとに所定の様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要になります。また、5年ごとの更新も必要です。登録要件としては、適切なフロン類回収設備を有するなどフロン回収破壊法に準ずる必要があります。 参考URL : http://www.gyosei88.com/jidousha.htm